News Release

平成２４年４月４日

ペダルなし二輪遊具の事故防止について（注意喚起）

幼児の乗用玩具「ペダルなし二輪遊具」で遊んでいる際、転倒によってケガをした事例が６件、消費者庁に寄せられています。いずれも軽傷ですが、「道路で走らない」といった正しい使用方法を守らないと、重大な被害につながる恐れがあるため、消費者の皆様に注意を呼びかけます。

１　幼児の乗用玩具「ペダルなし二輪遊具」とは

・幼児用自転車と異なり、ペダル、クランク、チェーンがありません。
・幼児が自分でバランスを取りながら、地面を足で蹴って進みます。
・幼児は握力が弱いため、ブレーキは取り付けられていません。

外観例

２　転倒負傷の事故事例

現在、消費者庁には、医療機関ネットワーク事業※ から５件、事故情報データバンクに１件、合計６件の「ペダルなし二輪遊具」の転倒負傷事故の情報が寄せられています。以下は、その中の事例です。

＜事故事例＞

事例①　　平成２４年１月　軽傷

幼児（４歳）が当該遊具に乗って、曲がろうとしたところ、ハンドルに口をぶつけ、転倒した。（ヘルメット着用無し）

事例②　　平成２４年２月　軽傷

幼児（３歳）が当該遊具で坂道の道路を走行中、スピードが出たため、遊具ごと転倒し、打撲を負った。（ヘルメット着用無し）

事例③　　平成２４年２月　軽傷

下り坂の道路を、幼児（３歳）が当該遊具に乗り、足を離して下っていたところ、ハンドルがぶれて転倒し、打撲を負った。（ヘルメット着用）

３　「ペダルなし二輪遊具」の正しい使用方法

(1)「道路で使用しない」

この遊具は、道路交通法で定められた自転車には該当せず、車道を走ることは出来ません。

また、道路や駐車場などで遊ぶことは、歩行者や自転車との接触・衝突などの危険性があるばかりではなく、止まれずに飛び出して自動車との重大事故になることも考えられます。

このため、道路での使用は絶対にやめましょう。

前記の事例のうち、②③は道路での使用と思われます。

(2)「ヘルメットを被る」

遊具の使用時は、転倒した場合の頭部への衝撃やケガを減らすために、幼児用ヘルメットを着用してください。

前記の事例のうち、①②はヘルメットを着用していませんでした。

保護者の皆様は、遊具の安全な使用方法について、取扱説明書等で正しく理解していただき、幼児の事故・ケガの防止に努めてください。

(3)「一人で遊ばない」

幼児向けの遊具や玩具における共通の注意となりますが、幼児を遊ばせる際、保護者は子どもから目を離さないようにしてください。

※　医療機関ネットワーク事業

　消費生活上の事故情報を医療機関から収集する枠組み。必要に応じてさらに医療機関・被害者・関係者からの聴取、事故現場・現物の実地調査などを行い、事故の再発防止につなげます。（消費者庁と国民生活センターとの共同事業）

　現在、１３の医療機関（病院）が参画します。

本件に関する問合せ先
　消費者庁消費者安全課　金児、服部
　　　TEL : 03(3507)9202（直通）
　　　FAX : 03(3507)9290
　　　H P : http://www.caa.go.jp/